

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の休止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の休止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

令和 7年 3月17日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を休止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	休止年月日
第 311号	桜和設備 (株)	福島 赫龍	名古屋市熱田区五番 町17番17号	令和 7年 2月12日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課